議案第11号

北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について 北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準を次のように定める。 令和6年6月27日提出

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

提案理由 文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果を公表するに当たり、公表 基準を定めるため、この案を提出する。

北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準について

1 目的

この基準は、北九州市の市立学校において、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に定める重大事態が発生し、同法第14条第3項の規定に基づき教育委員会の付属機関として設置された北九州市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)又は学校が主体となる調査委員会(以下「学校設置委員会」という。)が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省平成29年3月)に則り、北九州市が、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 調査結果の公表の方針

原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとする。

なお、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮して、被害児童生徒又はいじめを行ったと指摘される児童生徒の育成上支障があると認められ、専門委員会又は教育委員会が非公表とすることが望ましいと判断したときは例外的に公表しない。その場合は、第三者調査委員会の開催の事実及び再発防止策についてのみ公表する。

3 調査結果の公表方法等

(1) 公表方法

公表については、公表版の調査報告書(北九州市情報公開条例(平成13年北九 州市条例第42号)に則り、一部非開示とし、黒塗りしたもの)、再発防止策を公表 する。

関係者の意向確認後は、できるだけ速やかに公表する。公表版の調査報告書を専門委員会及び教育委員会に報告・確認した上で、期間を6ヶ月とし、市のホームページに公開する。

(2) 公表する場合の関係者への意向確認

ア 被害児童生徒等

公表及び公表内容を被害児童生徒及び保護者(以下「被害者側」という。)と確認 する(学校設置委員会の場合は、同委員会の長である校長より確認する)。

報告書完成後の説明については、報告書原本で行う。公表前に、被害者側に資料を提供することになるため、報告書の取扱い(SNS 発信、コピー、他人への譲渡等の禁止)については、報告書に記載する等により、注意を促す。

また、調査結果に係る所見をまとめた文書を提出できる旨を説明し、1ヶ月の期限を設けて提出を求める。

公表についての意向を必ず確認し、公表についての同意書を徴する。被害者側の意

向を踏まえて、<u>被害者側が公表を希望しない場合には原則として公表しないが、</u> その場合も、第三者調査委員会の開催の事実及び再発防止策についてのみ公表す る。

また、いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者(以下「加害者側」という。)への情報提供に対する方針について、改めて確認する。

イ 他の関係児童生徒等

公表する場合、他の児童生徒及び保護者(加害者側を含む。以下同じ。)に対して、 公表前に可能な限り、調査結果を報告する(学校設置委員会の場合は、同委員会の長 である校長より報告する)。

他の関係児童生徒及び保護者について、報告書完成後の説明については、資料は示さず、口頭で説明する。

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めるものとするが、同意までは不要とする。公表によって、学校による加害児童の指導の妨げにならないよう留意する。

ウ 意向確認のための期間

速やかな公表が求められることから、できるだけ速やかに、被害者側の同意や関係者の理解を得るよう、丁寧な説明を行う。

(3) 公表版の作成及び確認

北九州市情報公開条例に則り、教育委員会事務局が報告書の内容を精査し、公表版を 作成する。

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、非開示情報として黒塗りする。

例)学校名、行政区名、学年名、生徒数、学級名、相手代理人弁護士名、出席番号、 病院名、アンケート調査内容、個人が特定できる病名等

公表版を、専門委員会(学校設置の場合は学校設置委員会)及び教育委員会に報告し、非開示情報の適正性について確認する。

(4) 公表

公表は、上記(3)の確認を経た公表版により行うこととする。

いじめ重大事態に係る調査の流れ[事態発生~調査~調査結果を踏まえた対応]

〈全体の流れ*教育委員会の動き〉 〈意向確認・経過報告のタイミング〉 いじめ重大事態の発生 重大事態の発生報告 ① 調査意向の確認 (調査の目的、調査主体の意向確認) 調査組織の設置 (調査を求める事項のご提出 [保護者→教委]) 調査方針の説明 ② 調査方針の説明(調査組織、今後のスケジュールの確認) ③ 調査事項・調査対象、調査方法の確認 調査の実施 ④ 調査の進捗状況の報告 ⑤ 調査結果の提供に係る説明(個別の情報の取扱い等) 調査報告書の完成 ⑥ 調査結果の説明、公表方法の確認(公表の可否、方法等) 調査結果に係る「所見」の提出 調査結果の市長報告 調査結果の教育委員会会議報告 ※ 年度末の総合教育会議報告 市長部局による「再調査」の検討! 調査結果の公表 調査結果を踏まえた対応

重大事態調査結果の説明・報告、公表に係る関係規定

【いじめ防止対策推進法第28条第2項、第3項】

第28条 略

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、<u>当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</u>
- 3 第 I 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン | 2~ | 3頁】

第7 調査結果の説明・公表

(調査結果の報告)

○ 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること (法第 29 条から第 32 条まで)。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

(地方公共団体の長等に対する所見の提出)

○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

(被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明)

- 法第 28 条第 2 項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。
- 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。また、法 28 条第 2 項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

○ 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、 加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、 加害者側に対する情報提供を実施すること。

(調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- 〇 いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても特段の支障がない限り 公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、 事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策 (対応の 方向性を含む) とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児 童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

(加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供)

- 学校の設置者及び学校は、<u>被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと</u>。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。